

テーマ1 事業承継税制の特例



平成30年度税制改正で事業承継を促進する改正が話題ですが、佐々木社長は事業承継をすでにお考えですか？

いいや、近代銀行さんまだ具体的には考えていないよ。でも自社株を跡継ぎにどう承継させるか、そろそろ考えたほうがいいかもしれないね。

平成30年4月 佐々木自動車 社長室

さようですね、御社は好調な業績が続いており株式の評価額も上がるかもしれません。早めの自社株承継対策が重要といえます。

実は特例制度が創設され今年から後継者の株式取得について相続税・贈与税の猶予が現行より拡大されるようになりますよ。

へえ、そうなんだ。

また雇用要件が緩和され一定の手續きにより猶予は継続し取消リスクが減少します。さらに相続時精算課税制度を併用することで贈与税がかかるリスクを軽減できます。

なるほどね。

ただし、税負担を少なくして株式を承継できる後継者と後継者以外の相続人の間で財産承継の不公平感が生じるおそれがあります。

そうか、一度きちんと考えたほうがよさそうだな。近代銀行さん、相談にのってくれるかい？

はい！

テーマ2 所得拡大促進税制の改組



平成30年4月 近代銀行さん
実はウチも給料を上げようと思うが前年比で1%にしようか、もう少し上げようか迷っています。

中小企業の場合、前年度からの賃金アップ率が1.5%以上だと、給与等支給増加額の15%の税額控除となります。

へえ、そうなんだね。

さようですか？平成30年度税制改正で所得拡大税制が改組され、御社も賃金アップ率に応じて税額が下がる可能性があります。

2.5%以上上げれば給与等支給増加額の25%の税額控除ができます。

ただし、2.5%以上の場合はこちらの一定要件を満たす必要があります。

- ・教育訓練費の前期比10%アップ
- ・経営力向上計画の認定・証明

1.5%と2.5%が法人税減免の分かれ目になるといえますので、ぜひご参考にしてください。

なるほど、よく分かったよ。

本 特例は、10年間の時限措置であり、適用には今後5年以内に特例承継計画を提出することなどが必要となりますが、事業承継における税負担を少なくでき、課税リスクも大幅に軽減されるため、株価が高い非上場の株式を少ない税負担で集中して承継することが可能となります。株価が高い同族会社の経営者等への積極的な情報提供が有効といえます。

後継者以外への相続対策も 一方で、相続の観点から考えると、本特例で株式を承継する後継者と後継者以外の相続人で財産承継の不公平感が生じる可能性が高くなり、それが原因で争族に発展するリスクも考えられます。金融機関担当者としては、後継者以外の相続人への財産承継などの相続対策も併せて考えてもらうよう、アドバイスしましょう。

なお、事業承継税制の規定は細部に及ぶため、本部の専門部署や税理士などと連携したサポートも重要となります。

所 得拡大促進税制は、大企業と中小企業で適用の要件や税額控除の割合が異なります。大企業が税制優遇を受けるには、3%の給与率アップに加え、設備投資要件も新たに必要となりました。

また所得が増えているのに、給料も上げず、設備投資も行わない場合には、研究開発税制などの税額控除の適用ができないなどペナルティも設けられています。

中小企業の賃上げを後押し 一方で、中小企業は設備投資要件はなく、給与のアップ率も1.5%と控除の要件が緩和されることとなります。

中小企業にとっては朗報といえますので、金融機関担当者としては融資先に対して、給与のアップ率によって税額が下がる割合が変わる可能性があること、また、一定の要件を充足することでさらに税額の控除割合が高くなることについて、分かりやすく説明することが求められます。